

住まい快適リフォーム助成事業補助金のご案内

長門市では家屋のリフォーム工事の経費に対して補助金を交付しています。

注 意 補助金交付決定前に着工した工事は補助金を受けられません。ご注意ください。

補助金の額

リフォーム工事経費※の 20% を補助

※ただし補助金の上限は 10 万円（1,000 円未満切捨）

※ 工事に要する経費は「消費税抜きの金額」を基準とします

※ 補助金は「長門市内で使用可能な商品券」の形で交付されます。現金では交付されません。

補助金の加算制度

本制度は、下記の条件を満たした場合、上記の補助金額に加算して補助金が交付される制度です。

① 断熱改修工事

リフォーム工事の内容が 1 室全体の断熱性能を高める工事であること

加算額 最大 10 万円

■ 断熱性能を高めるとは？

- ・ 外気に触れる部分を全て改修するもの（例：壁に断熱材を設置、窓を断熱窓に取り替え）
→ 詳細は別紙「断熱リフォーム工事の基準」を参照

② 長門市産木材使用

長門市内の山林で伐採した木材を 10 m²以上使用した工事であること

加算額 下表に基づき最大 10 万円

補助対象木材	加算額単価（m ² 当り）	備考
スギ	2,000 円	・ 合計 10 m ² 以上使用していること ・ 市内木材である証明及び材質の使用量を提出すること
ヒノキ	3,000 円	
シイ及びその他広葉樹	4,000 円	

③ 子育て世帯

補助金申請時点で、申請者の世帯に中学生以下の子どもが含まれていること

加算額 最大 10 万円

補助金を受けるための条件

補助金を受けるためには以下の条件を全て満たしている必要があります。

■ 申請者に関する条件

- ① 長門市内に所在する家屋で、建築から5年以上経過した申請者が所有する家屋であること
- ② 申請する家屋に申請者または3親等以内の親族が1年以上居住している
- ③ 申請者が長門市税等を滞納していない
- ④ 申請した工事で長門市役所の他の補助金を受けていない
- ⑤ 申請した工事で国の断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業の補助金を受けていない

■ 工事内容に関する条件

- ① 市内に本店所在地を有する施工業者等に依頼して行う工事
- ② 補助対象工事に要する経費が10万円以上（消費税及び地方消費税を除く）の工事
- ③ 補助金申請年度の12月末までに完了する工事
- ④ 過去5年間に「住まい快適リフォーム助成事業補助金」等を受けていない住宅の工事
- ⑤ 工事内容が補助金の目的に沿った工事であること（対象工事の例は別紙「よくある質問」参照）

注意事項

補助金の申請では、以下の点にご注意ください。

- 申請した工事は、補助金交付決定後に着手してください
- 不正な手段や事実と異なる内容によって補助金の交付を受けた場合、補助金の返還を求めます
- 工事内容や工事金額が変わる場合は、速やかに建築住宅課に報告してください
- **申請から交付決定まで最大30日ほど必要です。余裕をもって申請してください**

申請方法

必要な書類を建築住宅課に提出してください。

なお現在、書類の提出なしでインターネットから申し込みが可能になるよう準備中です。
インターネット受付が始まり次第、長門市HPでお知らせします。

申請受付期間：令和7年4月8日（火）から 令和7年11月25日（火）まで

お問い合わせ・書類提出先

〒759-4192 長門市東深川 1339 番地 2

長門市役所 建築住宅課 住宅班 TEL 0837-23-1186

※担当者不在の場合は、折り返し電話させていただきます